



ごみ・環境

ごみ

家庭ごみの出し方

問合せ 環境事業課 ☎086-803-1297

5種分別収集を実施しています。きちんと分別して収集日にごみステーションに出してください。

区 分	収 集 日	内 容
可燃ごみ	週2回指定曜日	台所の生ごみ、汚れた紙、ゴム類など
不燃ごみ	月1回指定曜日	ガラスくず、陶磁器類など
資源化物	月2回指定曜日	空き缶、ガラスびん、てんぷら油、新聞紙、ちらし、段ボール、雑誌、ざつがみ、紙パック、古布、ペットボトル
廃乾電池・体温計等	月2回指定曜日	乾電池、ボタン電池、充電式電池、体温計、血圧計(水銀入り)
粗大ごみ	随時(粗大ごみ受付センターへ電話申し込みが必要)	家具、自転車、家電品、布団など、1個の大きさが20ℓ袋に入らないもの
プラスチック資源	週1回指定曜日	卵パック、食品トレイ、菓子袋、プラスチック製品(ペットボトル本体は除く)

※御津・建部・瀬戸地区では、一部分別区分が異なります。

粗大ごみの戸別収集と持ち込み

予約・相談窓口 問合せ 粗大ごみ受付センター(建部支所管内は除く)
☎086-227-5300 FAX 086-227-0053

受付時間 月～金曜(祝日可) 9時～16時

※建部地区の人は、建部支所へお問い合わせください。

※インターネットでも受付をしています。詳しくは市ホームページでご確認ください。

※リユース品については、「おいくら」と「ジモティー」をご利用ください。

家庭ごみの排出は市の有料指定袋を使ってください

問合せ 環境事業課 ☎086-803-1297

ごみの減量化・資源化の推進と排出量に応じた受益者負担の公平性の確保のため、家庭ごみの有料化を行っています。

◆有料化対象のごみ

可燃ごみ・不燃ごみ(資源化物およびプラスチック資源、剪定枝、枯れ葉(木葉)、草は無料)

◆有料指定袋の種類と価格

種類(可燃・不燃共通)	販売価格(10枚セット)
45ℓ袋(大袋)	500円
30ℓ袋(中袋)	300円
20ℓ袋(小袋)	200円
10ℓ袋(特小袋)	100円
5ℓ袋(超特小袋)	50円

※スーパーやコンビニエンスストアなどで購入できます。

※「生活保護世帯」「低所得世帯」「重度障害者」「障害者で紙おむつの支給を受けている人」「2歳未満の乳幼児のいる人」「介護保険要介護度4以上または要介護度3で紙おむつを使用している在宅の人」には、減免の措置があります。詳しくは、お問い合わせください。

※建部地区は、岡山市久米南町衛生施設組合による収集のため、建部支所にお問い合わせください。

よくある質問

Q 資源化物の出し方にスプレー缶は穴を開けずに緑コンテナに入れるとなっていますが、すでに穴が開いているスプレー缶はどうすればいいですか？
また、中身の入っている卓上ガスボンベやスプレー缶はどのように出せばいいですか？

A 穴がすでに開いているスプレー缶も、穴を開けていないスプレー缶と同じ緑コンテナに入れてください。

収集作業中などに爆発の危険性があるため、中身の入っている缶の収集はできません。
中身を完全に使い切って、資源化物ステーションの緑色の専用コンテナに穴を開けずに出してください。

よくある質問

Q 道路に所有者が分からない自転車が放置されているのですが、どうすればよいですか？

A 市が管理している道路、公園、駅前広場などであれば、市で対応できますので、管轄の区役所・地域整備課(支所・産業建設課)へご連絡ください。





市では収集しないごみ

◆購入店などへ返却または相談するもの

劇薬・農薬・モーターバイク・バッテリー・オイル・塗料・タイヤ・ガスボンベ・消火器など

◆自分で処理するもの

ブロック・瓦片・レンガ

◆引っ越しごみなど

分別して直接市の処理施設へ持ち込む
(可燃ごみや不燃ごみは有料指定ごみ袋に入れて)

事業系ごみの出し方

問合せ 環境事業課 ☎086-803-1298

商店、飲食店、その他の事業活動に伴って出るごみは、ごみステーションに出せません。許可業者に委託するなど、自己責任において処理してください。

Check!

ごみ減量・リサイクルガイド 「ど〜すりゃ〜ええ?」・ごみ分別アプリ

ごみの分別区分と出し方を分かりやすくまとめた冊子「ど〜すりゃ〜ええ?」を発行しています。希望する人は、環境事業課、各区ごみ対策班、各支所、地域センターなどへお問い合わせください。

ごみ分別アプリはこちらから

iPhone



Android



飼い主の分からない犬・猫などが 路上等で死んでいる場合

犬や猫の死体を見つけた場合、各区役所・支所・地域センター(→P42~49参照)へ連絡してください。

ごみの持ち込み施設

施設	所在地	電話	種類	持込日時
東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7071	可燃ごみ	月～金曜(祝日可) 8時～15時
当新田環境センター	南区当新田486-1	☎086-246-5145	可燃ごみ	月～金曜(祝日可) 8時～15時
東部資源回収所	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7122	資源化物(全品目)	日～金曜(祝日可) 8時～15時
当新田資源回収所	南区当新田486-1	☎086-241-7859	資源化物(全品目)	月～金曜(祝日可) 8時～15時30分
西部資源回収所	北区野殿西町428-2	☎086-214-2650	資源化物(全品目)	日～金曜(祝日可) 8時～16時
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7122	粗大ごみ 不燃ごみ	粗大ごみを持ち込む場合には、粗大ごみ受付センター(☎086-227-5300)への事前予約が必要 月～金曜(祝日可) 8時～15時、 第3日曜(粗大ごみのみ) 8時～11時、13時～15時
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428-2	☎086-214-2650	粗大ごみ 不燃ごみ	日～金曜(祝日可) 8時～16時
市有施設(市役所本庁舎、区役所、公民館、ふれあいセンターなど)			資源化物(ガラスびん、空き缶、蛍光灯)	開館日の開館時刻～17時

※瀬戸地域は瀬戸支所にお問い合わせください。

※資源化物(小型家電を除く)は民間協力事業者、小型家電は小型家電リサイクル協力店、蛍光灯は登録電器店でも回収しています。ペットボトルは、スーパーなどでも回収しています。詳しくは環境事業課(☎086-803-1298)へお問い合わせください。

※令和6年度から、食品トレイ(発泡・透明)は市有施設へ持ち込みはできません。



よくある質問

Q ごみの収集時間を早めて(遅くして)もらうことはできますか？

A 効率的な収集ルートを設定して各地域を回っていますので、時間の指定はできません。

また、その日のごみの排出量、交通状況、道路工事などにより収集時間は一定していません。

朝8時(一部の地域では朝7時30分)までに出してくださるようお願いします。

※一部の地域

津高地域センター地区

高松地域センター地区(吉備津地区全域を除く)

吉備地域センター地区(陵南学区 花尻・白石・白石西を除く)

福田地域センター地区

よくある質問

Q 雨の日でも、紙類や古布の収集は行いますか？

A 収集作業は行います。

古布は、透明ないし半透明の袋に入れて出してください。



よくある質問

Q 自分の土地にごみを捨てられたらどうすればいいの？

A ごみの不法投棄は、法律で禁止されています。その行為者には「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその併科」と定められており、犯罪行為です。

不法投棄者を発見した場合や投棄者が特定できそうな証拠品がある場合などは、すぐに警察に通報してください。

※警察へは、場所、時間、投棄物、車両ナンバーおよび犯人の顔や身体の特徴などを通報してください。不法投棄した人が分からない場合は、土地の所有者・管理者の責任で処理することになります。

よくある質問

Q 祝日でもごみ収集は通常通り行いますか？

A 祝日に関係なく月曜日から金曜日まで可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物の収集を行っています。

なお、年末年始の収集日については、毎年12月号の市広報紙「市民のひろばおかやま」や町内会回覧でお知らせをしています。



使用済小型家電の回収・リサイクル

問合せ 環境事業課 ☎086-803-1298

小型家電には、金やレアメタルなど貴重な資源が含まれています。ご家庭に眠っている携帯電話やデジタルカメラなどの再資源化にご協力をお願いします。

※小型家電リサイクル協力店については、ごみ減量リサイクルガイド「ど〜すりゃ〜ええ？」やごみ分別アプリ、市ホームページをご覧ください。

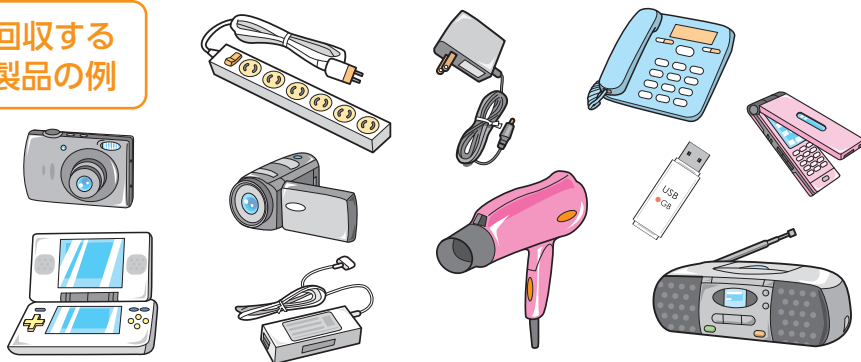
ボックス設置施設

場 所	住 所	受付日時
北 区 役 所	北区大供一丁目1-1	月～金曜 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
中 区 役 所	中区浜三丁目7-15	
東 区 役 所	東区西大寺南一丁目2-4	
南 区 役 所	南区浦安南町495-5	
環境事業課 (分庁舎6階)	北区大供一丁目2-3	

※どの施設のボックスでも利用できます。
※持ち込まれたものは、必ずボックスの中に入れてください。
※粗大ごみより小さいもので、ボックスに入らないものは、回収ボックス横の赤色コンテナに入れてください。



回収する製品の例



電池・バッテリーを取り外せないものは、ビニール袋に入れて資源化物(廃乾電池等)として出してください。

粗大ごみの大きさの基準未満(ごみ1つの大きさが20ℓの有料指定袋に収まるもの)の電気・電池で動作する製品が対象です。

例:携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、パソコン、パソコン周辺機器、コード類などの製品

※この他にも、電気・電池で動作するものは入れることができます。

※蛍光管、電池は対象外です。

ボックス回収対象の小型家電

回収ボックスの投入口 [30cm×15cm] に入るもの

例 ●携帯電話/PHS ●デジタルカメラ/ビデオカメラ ●携帯音楽プレーヤー ●ACアダプター/ケーブルコード
●電子辞書/電卓 ●携帯型ゲーム機

受付日時/月～金曜(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15



ご注意ください!

①家庭から排出されるものに限りです※。

※事業所からの排出物は対象外です。

②回収した小型家電は返却できません。

③個人情報、必ず消去してください。

④電池・バッテリーは取り外してください。

⑤カメラケース、携帯電話ストラップ、梱包用ダンボール、取扱説明書などの付属品は、取り外してお渡してください。

⑥店舗などへの持ち込みの時、定休日など不在の場合には、店先などに置いて帰らないでください。

⑦資源化物として回収しますが、資源化物ステーションでは回収しません。

回収しないもの 「小型家電」としては回収しません。出し方についてはごみ減量・リサイクルガイドでご確認ください。

●家電リサイクル法対象の4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

●電池、バッテリー

●蛍光管、電球



水道

公道での漏水など緊急時の連絡

問合せ 電話受付センター ☎ 086-234-5959

※休日・夜間は音声ガイダンスが流れたあとに受付へつながります。

水道に関する届出、料金の支払方法など

問合せ 電話受付センター(平日8時30分～19時)
☎ 086-234-5959

水道に関する届け出やお問い合わせは、電話受付センターで受け付けています。

※電話受付センターは第一環境(株)に業務委託しています。

◆水道の使用開始・中止の届出

引っ越しに伴う水道の使用開始や中止の届けを受け付けます。

※使用開始と中止のときは必ず届けてください。中止の届けがないときは、使用していない場合でも料金の請求が継続されますので注意してください。

インターネットによる届出

インターネット(<https://www.water.okayama.jp/>)では24時間届出ができます。ただし、使用開始日まで3営業日以内の場合は、電話での連絡をお願いします。



◆宅地内での漏水修繕のお問い合わせ

自宅の水道管が水漏れしていたら、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。指定給水装置工事業者が分からない場合は、水道局ホームページで確認するか、電話受付センターへお問い合わせください。なお、ホームページには、対応可能な地域や修繕内容を示した修繕対応事業者一覧を掲載しています。

※修理費用は自己負担となります。



◆料金の支払方法

水道料金のお支払方法は「口座振替」「払い込み」「クレジットカード決済」の3通りになります。

①口座振替／岡山市内に本・支店のある金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または水道局に申し込んでください。

手続きに必要なもの

☑ 通帳など口座番号の分かるもの

☑ 金融機関への届印

※口座振替依頼書の郵送申し込みは右の二次元コードから



②払い込み／納入通知書(請求はがき)を使用し、水道局または取扱金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口やスマートフォン決済でお支払いください。

※納入通知書は2カ月ごとに発送します。

スマートフォン決済によるお支払い

納入通知書に記載されているバーコードをスマートフォンで読み取り、電子マネーにより決済を行うことができます。ご利用可能なサービスは「PayPay請求書払い」「PayJ」「auPAY(請求書支払い)」「楽天ペイ(請求書払い)」「楽天銀行コンビニ支払サービス」「d払い請求書払い」「J-Coin請求書払い」「FamiPay請求書支払い」「銀行Pay(ゆうちょPayなど)」です。



③クレジットカード決済(継続払い)／水道局ホームページの専用サイトから申し込んでください。

手続きに必要なもの

☑ 水道局が発行する「登録番号」「確認番号」が分かるもの(令和5年1月分以降の検針票など)

☑ クレジットカード／ビザ、マスターカード、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース

☑ 電子メールアドレス



下水道

問合せ 下水道営業課 ☎086-803-1485

下水道事業負担金制度

公共下水道が整備される土地の所有者または権利者に、建設費の一部を負担してもらう制度です。

◆負担金を納める人(受益者)

公共下水道が整備される区域内の土地の所有者が受益者です。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利を持っている人(権利者)がいる場合には、所有者と権利者が話し合いの上で、どちらかを受益者と決めてもらいます。

◆負担金の納付

供用区域になった翌年の8月から納付

◆負担金の納付相談

問合せ 料金課 ☎086-803-1641

経済的理由などで納付が困難なときは、お早めにご相談ください。負担金を滞納すると、差押などの滞納処分を受けたり、延滞金が加算されることがあります。

公共下水道切替工事助成制度

問合せ 下水道営業課 ☎086-803-1489

既存建物の汲み取り便所を水洗便所に改造し、または浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続した人は、補助要件を満たせば補助金を受けられます。(ただし、予算の範囲内の受付となります。)

対象となる区域・工事など補助要件については、ホームページで確認いただくか、お問い合わせください。

止水板設置補助制度

問合せ 下水道河川計画課 ☎086-803-1499

市民や事業者の自助による浸水被害の防止および軽減を図るために止水板設置費用の一部を補助します。

補助金 止水板設置に要した費用の1/2(上限50万円)

補助対象 止水板(既製品)、設置のための費用(内外壁止水工事ほか)

対象 市内に所在し浸水被害のおそれのある建物などの所有者・使用者



- ▶ 止水板設置工事・購入は補助金交付決定通知書が届いてから工事、購入してください。
- ▶ 最終的に領収書が必要となります。領収書が発行可能なお店で購入してください。
- ▶ すでに設置済みのものは補助が受けられません。

雨水貯留タンク設置助成制度

問合せ 下水道保全課 ☎086-803-1491

雨水の流出抑制を図るために雨水貯留タンク購入費の一部を助成します。

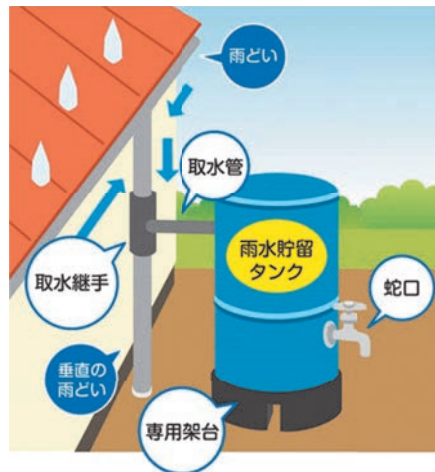
助成金 上限3万円(製品代(雨水貯留タンク・付属品)の2/3まで)

※運送費、設置費は助成の対象にはなりません。

助成対象 下記の製品代

- ①雨水貯留タンク本体(既製品、合計容量80ℓ以上)
- ②付属品(取水継手、取水管、蛇口、固定金具、専用架台)

対象 市内の土地所有者または使用者で雨水貯留タンクを設置する人



- ▶ 雨水貯留タンクは補助金交付決定通知書が届いてから購入してください。
- ▶ 最終的に領収書が必要となります。領収書が発行可能なお店で購入してください。
- ▶ すでに設置済みのもの、農業用のものなどは助成が受けられません。

下水道使用料

下水道使用料は使用開始の届け出の後に請求されます。水道水を使用する場合には、水道料金と同時に下水道使用料を納め、水道水以外を使用する場合には下水道営業課から送付する納入通知書で納めてください。

Check!

下水道Q&A

Q: 下水道が整備されたら、いつまでに水洗化すればいいのか？

A: 下水道法では、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、その他の排水（浄化槽の排水も含む）は、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。

Q: 水洗便所などの改造はどこに頼めばいいか？

A: 岡山市下水道排水設備指定工事店（岡山市ホームページに掲載）に依頼してください。

Q: 引っ越しのとき、水道料金の精算の届け出は済ませたが、下水道使用料について、何か届け出が必要か？

A: 水道水を使用している場合は、下水道使用料について特別な届け出は必要ありません。

次のような廃止・変更の手続きをするときは連絡してください（電話も可）。

- ▶ 引っ越し、下水道への切り替えなどで、収集が不要となったとき
- ▶ 居住者数が増減したとき
- ▶ 家族全員が1カ月を超えて不在となり、一時的に収集が不要となるとき、または再開するとき
- ▶ 収集周期の変更が必要となったとき

◆御津・建部地区

直接業者へ連絡してください。業者が分からない場合は、環境事業課へお問い合わせください。

浄化槽

問合せ 環境保全課 浄化槽対策室 ☎086-803-1294

浄化槽の設置

浄化槽を設置するときは、建築確認が必要な場合を除き、浄化槽設置届出書の提出が必要です。

浄化槽の廃止

保守点検業者または清掃業者に直接依頼して、浄化槽内部の「汚水の引き出し・清掃・消毒」をし、不用となる浄化槽について「廃止の届出」をしてください。

※浄化槽の「廃止の届出」を済ませても、浄化槽をそのまま放置しておくと、生活環境を著しく損なう原因となりますので、浄化槽内部の「汚水の引き出し・清掃・消毒」など、適切な処置をお願いします。

合併処理浄化槽の設置補助金

補助金の申請を予算の範囲内で受け付けています。補助金の対象地域は、市のホームページ内の岡山市下水道等情報マップで確認できます。単独処理浄化槽の転換は配管工事費、汲取りの転換は配管工事費と便槽撤去工事費が一部補助されます（条件があります）。

し尿収集

問合せ 環境事業課
第1事業所 ☎086-803-1302
西大寺事業所 ☎086-243-2771
各区役所内 各区ごみ対策班（→P42～49参照）
各支所・地域センター（→P42～49参照）

申し込みなど

◆御津・建部地区以外

市外からの転入や市内転居などで、新たに収集が必要になったときは、申請が必要です（電話不可）。また、

よくある質問

Q 私の自転車がなくなってしまったのですが、撤去されてしまったのでしょうか？



A 撤去または盗難されたケースが考えられます。
道路上に放置されていた自転車であれば撤去された可能性があります。
岡山市内の鉄道駅周辺などの放置禁止区域内については、市が警告札を取り付け後3時間以上、それ以外の区域でも7日間以上そのまま放置しているものは、市が撤去することができます。自転車が撤去された可能性がある場合は、各区の地域整備課（支所・産業建設課）までご連絡ください。
なお、市が撤去していない場合は盗難の可能性あります。その際は最寄りの警察署へご連絡ください。